

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日)

鳥取県告示第三百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、郡町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、昭和五十九年五月一日からその効力を生ずる。

昭和五十九年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字
の名称

同上の区域（昭和五十九年一月一日現在の地番による。）

大字岡中字鰻田

大字米岡字鰻田の全域

大字岡中字中坪

大字米岡字中坪の全域

大字岡中字山崎

大字米岡字山崎の全域

大字岡中字下山崎

大字米岡字下山崎の全域

大字岡中字落岩

大字米岡字落岩の全域

◇ 内水面漁場
管理委告示
正誤 總務課

青少年に有害な図書類の指定
悪臭防止法による規制地域の指定等
振動規制法による地域の指定等

振動規制法施行規則別表第一の付表の一號に規定する
区域の指定
振動規制法施行規則別表第二の備考1に規定する区域の
指定等
森林病害虫等防除法による松くい虫の駆除命令

保安林の指定の解除予定

漁業共済に係る共済契約の締結の申込みに係る同意につ
いての適否の決定
目標量

昭和五十九年度内水面第五種共同漁業権者に係る増殖
管理委告示
正誤 總務課

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則中訂正

山大字岡中字的岩	大字米岡字的岩山の全域
大字岡中字舞楽	大字米岡字舞楽の全域
大字岡中字森谷	大字米岡字森谷の全域
大字岡中字森谷前	大字米岡字森谷前の全域
大字岡中字森谷下モ	大字米岡字森谷下モの全域
大字岡中字森谷空	大字米岡字森谷空の全域
大字岡中字下河	大字米岡字下河原四二三の一、四二四の一、四二四の一、四二五の一、四二五の二、四二六から四二九まで、四二九次一、四二九次二、四三一、四三二の一、四三三の一、四三四の一、四三四の二、四三五、四三六の一、四三七の一、四三八の一、四三九から四四三まで、四四三次一、四四四次一、四四四の二、四四四の三、四四五の一、四四五の二及びこれらと一体をなす国有地
大字岡中字上河	大字米岡字上河原四五八次一、四五八の二、四五九の一、四五九の三、四六〇の一、四六七の一、四七〇の一、四七一の一、四七三の二から四七三の四まで、四七三の六、四七三の七、四七七の一、四七七の二、四七八、四八〇の一、四八四の一、四八四の二、四八五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字岡中字高瀬	大字米岡字高瀬四八八の一、四八九の一、四九二の一、四九三、四九四の一、四九四の二、四九五、四九六、四九七の二から四九七の三まで、四九八の一、四九九の一、四九五の一、四四五の二及びこれらと一体をなす国有地

大字岡中字細田	大字米岡字細田五二五の一から五二五の三まで、五二六の一から五二六の五まで、五二七第一、五二七の二から五二七の一〇まで、五二八の一、五二八の二、五二九、五二九の一、五二九の二、五三〇の一から五三〇の六まで、五三一の二から五三一の三まで、五三一、五三二の一、五三二の二、五三三、五三四、五三四の一から五三四の四まで、五三五の一から五三五の三まで、五三六の一から五三六の三まで、五三七の二から五三七の三まで、五三八、五三九の二から五三九の六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字岡中字下河	大字米岡字下河原のうち四二三の一、四二四の一、四二四の二、四二五の一、四二五の二、四二六から四二九まで、四二九次一、四二九次二、四三一、四三二の一、四三三の一、四三四の一、四三四の二、四三五、四三五、四三六の一、四三七の一、四三七の二、四三八の一、四三九から四四三まで、四四三次一、四四四次一、四四四の二、四四四の三、四四五の一、四四五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の一部
大字岡中字上河	同上の区域（昭和五十九年一月一日現在の地番による。）

		区域			
大字米岡字上河原	大字米岡字上河原のうち四五八次一、四五八の二、四五九の一、四五九の三、四六〇の一、四六七の一、四七〇の一、四七一の一、四七三の一から四七三の四まで、四七三の六、四七三の七、四七七の一、四七七の二、四七八、四八〇の一、四八四の一、四八四の二、四八五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	大字の三まで、五三七の一から五三七の三まで、五三八、五三九の一から五三九の六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域			
大字米岡字高瀬	大字米岡字高瀬のうち四八八の一、四八九の一、四九一の一、四九三、四九四の一、四九四の二、四九五、四九六、四九七の一から四九七の三まで、四九八の一、四九九の一、四九九の二、五〇一の一、五〇一の三、五〇一の四、五〇一の七、五〇五の一から五〇五の五まで、五〇六の一、五〇六の一、五〇七の一、五〇七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	大字米岡字下山崎、大字米岡字中坪、大字米岡字山崎、大字米岡字の岩山、大字米岡字舞楽、大字米岡字萩原、大字米岡字森谷前、大字米岡字森谷下モ、大字米岡字森谷空			
大字米岡字上欠ケ掲	大字米岡字上欠ケ掲のうち五一〇の二、五一〇の三、五一〇の四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字米岡字黒田、大字米岡字細田			
大字米岡字下欠ケ掲	大字米岡字下欠ケ掲のうち五一六の一、五一六の三から五一六の五まで、五一七の一、五一七の二、五一八、五一九、五一九の一、五一〇の一、五一一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字の三まで、五三七の一から五三七の三まで、五三八、五三九の一から五三九の六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域			
大字米岡字細田	大字米岡字細田のうち五一五の一から五一五の三まで、五一五の四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字米岡字細田			
鳥取県知事 西 尾 四 次		鳥取県告示第三百五十八号			
昭和五十九年四月一十七日		鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十一月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第一項の規定により告示する。			
指定番号	種別	題名	号	発行記号等	表示された発行所名
1412	雑誌その他 の刊行物	細地獄		E.D.—ヨ2	JOKER'S
1413	"	月経挿入 アダルトビデオの撮影		ED—ア2	セイント企画
1414	"	エロスフォーカス妹の股間犯す	E.F.—D	6—D	㈱アップル社
		第2巻第6号通巻16号			

1415	"	SODOM ソドム ピチピチGALの秘 密 SODOM ソドム 異常性愛人肉市場	SS- 6-D	㈱アリス出版	1431	"	増刊 ZERO D-CUP	Z A- 5-D	株式会社アリス
1416	"	Boxy Socks 少女が燃する VOL.18 B S- 6-D 濡土屋出版新社	L M- 6-D	アッブル社	1432	"	Hheel PUSSY HOLE	H H- 6-D	土屋出版新社
1417	"	月刊 ラム VOL. 2	E D- 7-A1	アリス出版	1433	"	クールな夜	E D- 口 4	office JET
1418	"	秘密の大陰唇 しゃぶねば愛	E D- モ 9	アリス出版	1434	"	フラツシュ VOL. 9 女体のデータ	F C- 5-D	土屋出版新社
1419	"	蜜のしたたり 姉と淫交	E D- モ 9	アリス出版	1435	"	性器Vびらき	S R- 4-D	トライビジョン
1420	"	HOW TO フェラチオ わたし舐めたいの!! 何回でもOK ヨ	E D- 7-A0	Do企画	1436	"	SEXYEYES VOL.12 妹犯シ	S I- 5-D	㈱アッブル社
1421	"	月刊イブ 彼女をハメて突き刺す!! 月刊イブ キャバレー シテる顔は見な い!! フォトキヤバレー VOL. 7 お願い、 フォトキヤバレー VOL. 7 お願い、 っ!! ハメ殺してっ!!	E V- 5-D	アリス出版	1437	"	四墨半シリーズ VOL. 7 真美 四墨半体位 No.7 真美	E B- モ 6	Do企画
1422	"	PUSSY VOL.27 くわえ泣き 金玉ねぶり	H K- 6-D	KYOHD O	1438	"	濡れたワレメ レイプあき子	E C- モ 6	Do企画
1423	"	グランドエロス 6 th-ISSUE	P U- 6-D	アリス出版	1439	"	増刊・セクシードール 挿絵無限大	Z S- 5-D	㈱土屋出版新社
1424	"	少女白書 視姦手溝 第二十六号	G E- 5-D	海鳴書房	1440	"	SUGAR 挑色の秘肉 第二卷第七号	S G- 6-D	トライビジョン
1425	"	大陰唇びらき マウストルコ 2度目は口唇で....	S H- 6-D	トライビジョン	1441	"	器物づけ込み 深夜の狩人	E C- モ 5	アリス出版
1426	"	愛人パンクの女 隆唇めぐり	E C- モ 1	アリス出版	1442	"	裏ビデオ現場 春歌	E C- モ 2	Do企画
1427	"	迷子の子猫	E B- ム 9	アリス出版	1443	"	SEX 奴隸 OLの部屋	E D- モ 7	アリス出版
1428	"	性交地獄のくちびる 久美子のくちびる	E C- モ 3	アリス出版	1444	"	艶姿オナニー娘 なるど・ザ・ナマコ	E B- ム 4	PROJECT 8
1429	"	強姦 匂う女	E D- モ 8	Do企画	1445	"	浣腸・放尿 浣尿器百科	E C- モ 4	Do企画
1430	"	シェイプ 単獣性器	S E- 5-D	トライビジョン	1446	"	エロス・アップ VOL.89 アダック!! お姉さまに義姉強姦	E P- 6-D	アッブル社

1447	"	強姦 ハメダルマ	EC- メ3	アリス出版
1448	"	濡れて立つ もっと縛って	EB- ム8	Do企画
1449	"	特写 オナニー特集 特写 恥骨が痛い	TA- 6-D	アリス出版
1450	"	エロスフオーカス 第2巻第4号通巻11号 女体性乱舞考	EF- 4-D	糊アップル社

新古市の一部	用瀬町	A区域	用瀬町大字用瀬の一部
中山町	B区域	中山町塙津の一部	
C区域	中山町北郷崎の一部		

鳥取県告示第三百五十九号

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第三条並びに第四条第一号及び第二号の規定に基づき、悪臭物質の排出に係る規制地域及び当該地域における悪臭物質の排出に係る規制基準を次のとおり定め、昭和五十九年五月一日から施行する。

その関係図面は、鳥取県衛生環境部環境保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覽に供する。

昭和五十九年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 田 次

一 規制地域

町村名	規制地域の区分	区	域
佐治村	C区域	佐治村大字中の一部、大字尾際の一部、大字加茂の一部、大字福園の一部、大字加瀬木の一部及び大	

二 規制基準

悪臭防止法第四条第一号に規定する工場その他の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準は、次の表の規制地域の区分の欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の規制基準の欄に掲げる値を大気中の濃度の許容限度とし、同条第二号に規定する工場その他の事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準は、同表の規制地域の区分の欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の規制基準の欄に掲げる値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和四十七年總理府令第三十九号）第二条に定める方法により算出して得た流量を許容限度とする。

鳥取県告示第三百六十号

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域及び当該地域における振動の規制基準を次のとおり定め、昭和五十九年五月一日から施行する。

その関係図面は、鳥取県衛生環境部環境保全課及び国府町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

昭和五十九年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域

國府町大字麻生の一部、大字美歎の一部、大字町屋の一部、大字宮下の一部、大字三代寺の一部、大字庁、大字安田、大字法花寺、大字中郷、大字国分寺、奥谷二丁目、奥谷三丁目、稻葉丘二丁目、稻葉丘三丁目、分上一丁目、分上二丁目、分上三丁目、分上四丁目、新町一丁目、新町二丁目、新通り三丁目及び宮下

第二種区域（國府町新通り一丁目、新通り二丁目及び新通り四丁目）

規制地域 の区分	規制基準								(単位PPM)
	アンモニア	メチルアルコール	硫化水素	硫化メチル	二チスル化メチル	トリメチルアミン	アルデヒド	スチレン	
A 区域	一	○・○○一	○・○二	○・○一	○・○○九	○・○五	○・○五	○・四	
B 区域	二	○・○○四	○・○六	○・○五	○・○○九	○・○二	○・○五		
C 区域	五	○・○一	○・二	○・一	○・○○九	○・○七	○・○五	○・四	

葉丘二丁目、稻葉丘三丁目、分上一丁目、分上二丁目、分上三丁目、分上四丁目、新町一丁目、新町二丁目、新通り一丁目、新通り二丁目、新通り三丁目、新通り四丁目及び宮下

二 規制基準

区域の区分	時間の区分	時間(午前八時から午後七時まで)	
		夜間(午後七時から翌日の午前八時まで)	日中(午前八時から午後七時まで)
第一種区域（國府町大字麻生の一部、大字美歎の一部、大字町屋の一部、大字宮下の一部、大字三代寺の一部、大字庁、大字安田、大字法花寺、大字中郷、大字国分寺、奥谷二丁目、奥谷三丁目、稻葉丘二丁目、稻葉丘三丁目、分上一丁目、分上二丁目、分上三丁目、分上四丁目、新町一丁目、新町二丁目、新通り三丁目及び宮下）	六十デシベル	六十デシベル	五十五デシベル
ル 六十五デシベル	六十デシベル	六十デシベル	五十五デシベル

鳥取県告示第三百六十一号

振動規制法施行規則（昭和五十一年總理府令第五十八号）別表第一の付表の第一号に規定する知事が指定した区域を次のとおり定め、昭和五十九年五月一日から施行する。

昭和五十九年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和五十九年四月鳥取県告示第三百六十号（振動規制法による地域の指定等について）一に掲げる区域

鳥取県告示第三百六十二号

振動規制法施行規則（昭和五十一年總理府令第五十八号）別表第二の備考1に規定する知事が定めた区域及び同表の備考2に規定する知事が定めた時間を次のとおり定め、昭和五十九年五月一日から施行する。

昭和五十九年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一種区域	昭和五十九年四月鳥取県告示第三百六十号（振動規制法による地域の指定等について）一に掲げる区域
	規定する第一種区域の区域

第二種区域 告示二に規定する第二種区域の区域

二 時間	
夜 間	告示二に規定する夜間の時間

鳥取県告示第三百六十三号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第六号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 区域	一 区域及び期間
県下全域	1 区域

2 期間	昭和五十九年六月一日から同年七月三十一日まで
	二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着し、又は附着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、又は当該伐採木等を薬剤によりくん蒸すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行つた場合において、損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を速やかに、当該措置に係る伐採木等の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第三百六十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字大道一三六七の一八・一三六七の二三から一三六七の二六まで・一三六七の六八（以上六筆について、次の図に示す

部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百六十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百八条の二第四項において準用する同法第一百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第一百八条の二第三項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第四項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和五十九年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
網代加入区	中型いかつり漁業

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百三十条第三項の規定に基づき、昭和五十九年度における内水面第五種共同漁業権者に係る増殖目

昭和五十九年度内水面第五種共同漁業権者に係る増殖目標量

番号	免許	漁業権者	河川	湖沼別	魚種	別
			千代川水系	千代川水系	あゆ (千尾)	さくらうお (平方メートル)
			天神川水系	天神川水系	いわな (千尾)	えび (平方メートル)
			日野川水系	日野川水系	まなこ (千尾)	せばいごら (回)
			湖山池	湖山池	ふな (千尾)	
第五号共	東郷湖漁業協同組合	東郷湖	五〇〇	一〇	二五〇	わかさぎ (千粒)
第四号共	湖山池漁業協同組合	湖山池	一〇	六	一〇	
第三号共	日野川水系漁業協同組合		三五	二〇	五〇	
第二号共	天神川漁業協同組合		二〇	一〇	一〇	
一号共	千代川漁業協同組合		四〇	六〇	一〇〇	
			七〇	三五、〇〇〇	六〇〇	
			一、〇〇〇	一〇〇〇	一、〇〇〇	
			四〇〇	六〇〇	六〇〇	
			六			

標量を定めたので、次のとおり告示する。

昭和五十九年四月二十七日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰 章

備考

- 一 こい種苗及びにじます種苗の規格は、全長十センチメートル以上のものとする。
- 二 えびに係る増殖目標量は、増殖のための増殖場造成面積をいう。
- 三 しらうおに係る増殖目標量は、増殖のための産卵床造成面積をいう。
- 四 ばら及びせいごに係る増殖目標量は、稚魚の潮上を助長するための魚道開さく及びくみ上げ放流の回数とする。

正

誤

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則（昭和五十九年三月鳥取県
規則第三十九号）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁十一

段下

誤 納税証明書
県税事務所長 殿

正 納税証明書

頁十五

誤

所得割の納税
義務者数
(II)+(III) (ア)

正

所得割の納税
義務者数
(II)+(III) (ア)